

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。申請手続きの方法など、詳細は社会福祉課までお問い合わせください。

■児童の障がいの程度

◎手当1級相当

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当する児童
- ・療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

◎手当2級相当

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当する児童
- ・日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

※ただし、次の場合は受給する資格がありません。

① 児童および父母または養育者が、日本国内に住んでいないとき

② 児童が障がいによる公的年金を受給することができるとき

③ 児童が児童福祉施設（保育園・通園施設・肢体不自由児施設への短期母子入所を除く）に入所しているとき

■手当の額

◎平成28年4月から

- 1級：月額51,500円
- 2級：月額34,300円

■支給月

- 4月（12～3月分）
- 8月（4～7月分）
- 11月（8～11月分）

※申請月の翌月分から支給が開始されます。



所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者（本人）	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下 380,000円 ずつ加算	以下 213,000円 ずつ加算

■所得による支給制限となる場合

請求者（本人）や配偶者および扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

■現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の「所得状況届」を提出する月です。届出をしないと受給資格がある人でも8月からの手当が受けられなくなってしまうます。また、2年間この現況届を提出しないと時効で受給権がなくなります。受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

■受付日時

8月12日（金）～31日（水）

※土日を除く

午前8時30分～午後5時

※正午から午後1時を除く

■提出場所

社会福祉課窓口

（庁舎一階・⑨番窓口）

■持参いただくもの

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

問い合わせ先

社会福祉課
☎32(8900)